

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

美濃市の人口は約19,100人（令和6年平均）で、70代が最も多い人口構造となっている。出生数を死亡者数が上回る状況が続いていることから、今後人口は減少していくと予想しており、人口減少が緩やかなになるよう様々な施策を推進している。

産業構造においては、製造業中心であるが、市内の豊かな自然環境やユネスコ無形文化遺産「本美濃紙：日本の手漉和紙技術」などの世界遺産をはじめとした多くの地域資源や観光資源を活用した多様な業種が、地域の経済と雇用を支えている。

しかし、平成27年調査の労働力人口が11,213人（出典：平成27年国勢調査）であったのに対し、その後5年間で1,193人減少し、10,020人（出典：令和2年国勢調査）となったことから分かるように、市内の中小企業は、人手不足や後継者不足等の課題に直面している。最新のIT技術や設備等が投入されることにより、市内の中小企業の生産性を高め、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継いでいきたいと思える企業にしていくことは、喫緊の課題である。

(2) 目標

中小企業等経営強化法に基づく先端設備導入計画について、当市では近年、年10件程度の認定を行っていることから、目標認定件数は年10件とする。

中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進計画を策定し、広く周知することで、市内中小企業に先端設備の導入を促し、企業の経営力や競争力を向上させ、東海北陸自動車道の四車線化、東海環状自動車道西回りルート完成による交通インフラが発達した際の地理的メリットを相乗効果とし、岐阜県中濃地域の中核都市の一つとして、多様な産業の経済を発展させていくことを目標とする。

(3) 労働生産性に関する目標

美濃市では、導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性が年率3%以上向上することを目標とし、市内産業基盤の安定化を図る。

2 先端設備等の種類

美濃市の産業は、農林水産業、プラスチック製造業、金属製品製造業、機械器

具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、サービス業等、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、導入促進基本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。ただし、本計画の目標が先端設備等の導入の促進により地域経済の発展や雇用の創出に寄与することであることから、太陽光やその他再生可能エネルギー関連の発電設備については、主たる工場や事業所などの敷地内に設置し、その発電電力を直接の商品の生産もしくは販売または役務の提供の用に供する目的で、自らが電力を消費するために設置するもののみを対象とし、単に発電電力を他社に供給し、売電収入を得るための設備は対象としない。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

美濃市は、東海北陸自動車道と東海環状自動車道の結節点（美濃関ジャンクション）であるとともに、名古屋市の40km圏内にある。加えて東海環状自動車道の西回りルートが完成すれば、交通アクセスの飛躍的向上の期待される地域である。さらに、うだつの上がる町並み、長良川・板取川流域、山間部と広域に立地している。これらの地域で、広く事業者の生産性向上を実現する観点から、導入促進基本計画の対象区域は、市内全域とする。

(2) 対象業種・事業

美濃市の産業は、農林水産業、プラスチック製造業、金属製品製造業、機械器具製造業、パルプ・紙・紙加工品製造業、サービス業等、多様な業種が経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、導入促進基本計画において対象とする業種は、全業種とする。生産性向上に向けた事業者の取組は、新商品の開発、自動化の推進、IT導入による業務効率化、省エネの推進等、多様である。したがって導入促進基本計画においては、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業であれば、幅広い事業を対象とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和7年4月1日～令和9年3月31日）とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

計画期間は3年間、4年間または5年間とする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

- ①人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。
- ②働き方改革に向けた取組みを後押しする中小企業庁、厚生労働省の中小企業に対する支援施策に対して積極的な情報提供を行う。
- ③導入促進基本計画に適合することを確認するために追加の書類の提出その他必要な手段をとることができるものとする。ただし、小規模企業者を含めた中小企業に対する過度な負担とならないよう配慮するものとする。
- ④公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。